

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(北海道規則第94号)第5条第1項第30号に掲げる潜水器漁業(十勝総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和3年2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)漁業を営む者の資格		
潜水器漁業(えむし)	十海共第3号共同漁業権漁場区域	(えむし) 4月1日から10月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に定められた期間とする。	10名以内 (5隻以内)	ア 十勝総合振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	随時	【許可の有効期間】 1年以内 【起業の許可の有効期間】 6ヶ月以内 【申請書の提出先】 十勝総合振興局 【許可等の条件】 許可には、次の条件を付す予定である。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、十勝総合振興局長に報告しなければならない。 (2)〇〇(対象魚種)以外のものを採捕してはならない。 (3)次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 (住所〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇) (4)日没から日の出に至るまでの間は、操業してはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。